

《論 説》

岡山県の市町村合併効果に関する研究¹

中 村 良 平・渡 邊 喬²

1. はじめに
2. 合併による都市規模分布の変化
3. 市町村合併に対する自治体の対応
 - 3.1 アンケート調査の実施
 - 3.2 アンケート調査結果
 - 3.3 まとめ
4. 住民にとっての合併効果
 - 4.1 サービス水準の変化：公共料金等
 - 4.2 サービス水準の変化：公共サービス
 - 4.3 税負担の変化
 - 4.4 住民の意識
 - 4.5 まとめ
5. おわりに

1. はじめに

平成11年4月から始まったいわゆる「平成の大合併」により、岡山県内でも多くの市町村合併が行われ、岡山県の地図も大きく塗り替えられた。市町村という行政組織の合併により、職員数や議員定数の削減が図られるなど規模の経済により、行政コストは下がり、効率的な行政システムとなり、地方分権推進に際しての受け皿の整備にもつながることが期待されている。しかしながら、住民にとっては、必ずしもそのメリットを肌で感じられないものとなっており、一部のサービス水準の低下や周辺地域の過疎化が加速するといったデメリットが強調されることも少なくない。市町村合併は、将来のために行ったものであり、その効果が現れるには、一定の期間が必要であるが、岡山県内での平成の大合併が始まってから5年以上が経過し、一定の効果が現れるとともに、様々な課題も浮かび上がってきている。合併市町村では、当初の各種調整も一段落し、首長や議員の選挙も経て、自治体、そして住民にとっても、真の合併効果を実現するために、新たな枠組みの中で腰を据えて地域の活性化に

1 本稿は、大学院地域公共政策コースの修士論文の一部を、指導教授であった中村が加筆しとりまとめたものである。論文は9つの章からなる大作であるが、ここでは市町村に対して実施したアンケート調査の部分を中心にまとめた。

2 現在、岡山県出納局会計課勤務。

取り組む時期に来ていると言える。

本研究では、国が想定していた合併のメリットを市町村が実現できたのか、また、各種行政サービスを通じて住民はメリットを享受できたのか、アンケート調査結果をもとに分析を行い、岡山県での市町村合併の成果と課題を明らかにすることを目的とする。

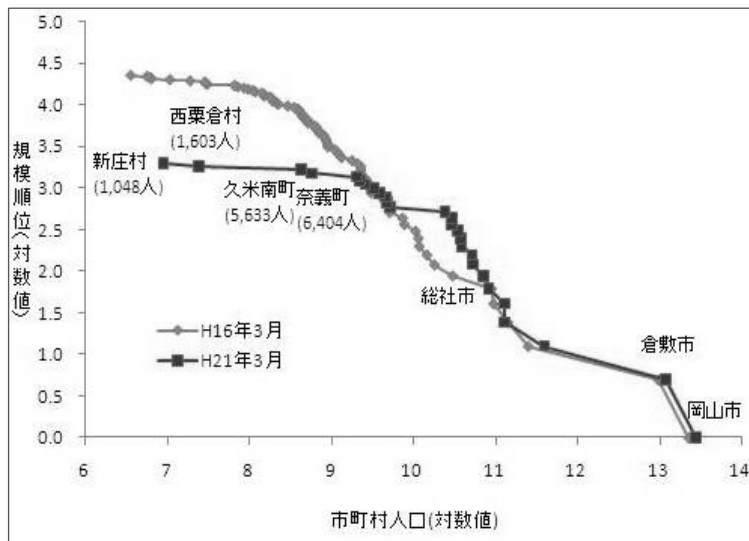
次節では、合併によって変わった都市規模分布について考察を加える。3節では、合併に際しての旧市町村で独自に実施していた事業等の調整、本庁舎から離れた周辺地域への配慮など市町村の対応状況と市町村建設計画の進捗状況について、アンケート調査により明らかになったことを整理する。4節では、新しい枠組みの市町村において、住民がどのようなメリットを享受できているのか、市町村に対して実施したアンケート調査結果も踏まえ、公共料金等のサービス水準、税負担の変化について、合併類型別に明らかにする。5節では、市町村合併を活かした今後の地域経済の活性化方策も含め、今後の展望を行う。

2. 合併による都市規模分布の変化

市町村規模について、市町村別人口と順位を合併前の平成16年3月と合併後の平成21年3月を比較すると、図-1のように合併後は市町村の人口規模分布がかなり歪な形となっていることがわかる³。

人口3万人未満の市町村数は71（91.0％）から12（44.4％）と大幅に減少し、特に人口1万人未満の市町村は50（64.1％）から4（14.8％）と激減し、1千人未満の市町村は姿を消した。他方、3万

図-1 市町村規模分布の変化



注：人口は住民基本台帳人口で、岡山県市町村課調べ。

3 しかし、時間の経過とともに小さな都市の人口ほど多く減少することで、傾きが-1に近づく可能性がある。

人台の市町村は、合併前は井原市のみであったのが、合併後は備前市、瀬戸内市、浅口市、高梁市、新見市、美作市の6市となった。これは図における横軸が9～10の区間に集中しているあたりを意味している。1万人台の町村は16から8と減少したものの、比率は20.5%から28.6%へ増加している。さらに、岡山市と倉敷市が県人口に占める割合は、54.4%から59.7%へと5.3%増加している。

平成の大合併直前の平成16年の人口と、5年前の平成11年、5年後の平成21年の人口を比較すると、県平均では、平成11年から平成16年までの間（以下「H11-16年」のように表記）には0.1%の減少であったが、H16-21年では、0.7%の減少となっている。合併類型及び中心・周辺地域別に増減率を見ると、類型Ⅰの中心地域のみで増加している。その他の全ての地域で、H11-16年及びH16-21年のいずれも減少しており、減少幅はいずれの地域も拡大している。また、類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれにおいて、周辺地域の方が中心地域に比べて減少傾向が加速している。（表-1）

ここで、合併方式による類型を「新設合併」、「編入合併」という区分によらず、次の表-2に示すⅠからⅤに分類して分析を行っている。

表-1 合併類型別人口の変化

区 分	住民基本台帳人口（3月末現在）			増 減 率		市町村別増減率単純平均	
	H11	H16	H21	H11-H16	H16-H21	H11-H16	H16-H21
Ⅰ 中心	1,316,597	1,331,410	1,342,953	1.1	0.9	▲1.6	▲2.6
Ⅰ 周辺	174,264	169,207	161,963	▲2.9	▲4.3	▲4.2	▲5.9
Ⅱ 中心	87,890	87,110	84,675	▲0.9	▲2.8	▲1.6	▲3.4
Ⅱ 周辺	128,662	126,030	121,089	▲2.0	▲3.9	▲3.1	▲5.7
Ⅲ 中心	29,049	28,420	27,244	▲2.2	▲4.1	▲2.1	▲4.0
Ⅲ 周辺	21,559	20,588	18,875	▲4.5	▲8.3	▲4.6	▲8.3
Ⅳ	132,548	127,745	121,610	▲3.6	▲4.8	▲3.7	▲4.9
Ⅴ	67,816	66,759	65,041	▲1.6	▲2.6	▲2.5	▲4.0
県 計	1,958,385	1,957,269	1,943,450	▲0.1	▲0.7	▲3.2	▲5.1

注：平成21年の人口は、旧市町村ごとの住民基本台帳人口を各市町村に照会したもの。

表-2 合併方式による類型

類 型		市 町 村 名
Ⅰ	周辺町村を合併して行政区域拡大 ⁴	岡山市、倉敷市、津山市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、鏡野町
Ⅱ	対等合併で新市 ⁵	瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市
Ⅲ	³ 対等合併で新町	和気町、美咲町、吉備中央町
Ⅳ	合併をしていない市	玉野市、笠岡市
Ⅴ	合併をしていない町村	早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町

中心地域・・・合併後に市役所（町役場）が設置された地域

周辺地域・・・中心地域以外の地域

4 3団体以上による合併で、中心となる市町の人口比率が50%を超えるもの。

5 2団体による合併。

3. 市町村合併に対する自治体の対応

この節では、合併前の旧市町村で実施していた行政サービスの調整、合併を契機とした行政サービスの拡充、周辺地域への配慮などについて、合併市町へのアンケート調査を実施し、その実態を明らかにする。

3.1 アンケート調査の実施

アンケートは、平成16年10月1日から平成19年1月22日までに合併した県内の17市町に次の項目について、郵送により調査を実施した。

〈調査項目〉

- ①市町村合併がなければ実現が容易でなかったと考えられる事業や施策
- ②合併前に一部の旧市町村で実施されていた独自事業（サービス）及び新自治体での対応
- ③本庁機能の一部の周辺地域への設置状況
- ④周辺地域への公共施設の設置状況
- ⑤中心地域と周辺地域とのアクセス確保策等
- ⑥周辺地域における定住促進策
- ⑦周辺地域における企業誘致策
- ⑧新たに採用した専門職員
- ⑨合併特例債の執行状況
- ⑩市町村建設計画に位置づけられた事業の実施状況

3.2 アンケート調査結果

アンケートは、全17市町から回答があったが、合併特例債の執行状況、新市（町）建設計画に位置づけられた事業の執行状況については、無回答が多かった。

(1) 事業

まず、合併を契機に新たに充実した事業等について、市町村合併がなければ実現が容易でなかったと考えられる事業や施策があると回答したのは、新見市、吉備中央町を除く15団体（88.2%）であった。ハード事業が21、ソフト事業が13であり、ハード事業の中では、デジタルデバインド解消のためのネットワーク整備、CATV設置、移動通信用鉄塔整備など情報通信基盤の整備が8件と一番多く、次いで道路・架橋が4件、街づくり・下水道と公共施設整備がそれぞれ3件であった。（表-3参照）

一方、ソフト事業は、福祉バス・デマンドタクシーの運行などが3件、乳幼児等医療費助成が3件で一番多かった。特に、乳幼児等医療費助成、通学費助成、小中学校の学区見直し、保育料の減額など子育て関連施策が8件、福祉バス等の運行及び通学費助成の生活交通対策が4件となっており、少子化対策と生活交通の確保が地域での喫緊の課題であることがうかがえる。（表-3参照）

次に、合併前に旧市町村で実施されていた独自事業（サービス）への対応については、全17団体で該当があった。具体的な事業について、回答があった15団体の事業について、旧市町村ごとの事業単

位に、その対応状況を取りまとめた。(表-4参照)。

敬老祝金、結婚祝金、転入奨励金等の個人への支給金については、廃止が37件(64%)、縮小・見直しが6件(12%)であり、全域に拡大したのは、吉備中央町のUIターン等奨励金(旧賀陽町)、住宅取得奨励金(旧加茂川町)、鏡野町での高校通学費助成金(旧奥津町・上斎原村)など7件であった。

コミュニティバス・福祉バスの運行、路線バスへの運行補助、福祉タクシー等の利用助成の生活交通の確保対策については、一部、バスからデマンド乗合タクシーへの移行はあったものの、概ね合併

表-3 合併を契機に新たに充実した事業等

ハード事業		ソフト事業	
事業内容	回答数	事業内容	回答数
情報通信基盤	8	福祉バス等の運行	3
道路・架橋	4	乳幼児等医療費助成	3
街づくり・下水道	3	通学費助成	2
公共施設	3	小中学校の学区見直し	2
産直施設	1	企業誘致促進策	1
消防署分駐所	1	保育料の減額	1
公立小中学校耐震化	1	有害鳥獣対策	1
計	21	計	13

表-4 各種祝金・奨励金等への対応状況

事業名	全域拡大	継続	見直し	縮小	廃止	計
敬老祝金・老齢福祉年金			3	3	6	12
出産祝金					3	3
乳児養育手当					1	1
保育園通園費補助					1	1
小学校入学祝金					1	1
高校通学費助成	2					2
結婚祝金					9	9
就業祝金					3	3
葬祭扶助費					4	4
火葬場使用料補助	3					3
転入・定住・UIターン奨励金	1				9	10
住宅取得奨励金(定住・転入)	1					1
計	7		3	3	37	50

表-5 生活交通対策への対応状況

事業名	全域拡大	継続	見直し	縮小	廃止	計
コミュニティバス・福祉バス等の運行	3	11	2			16
路線バスへの運行補助			1			1
福祉タクシー利用助成	2					2
団体の研修等の際のバス利用	2			1		3
計	7	11	3	1		22

前のサービス水準は維持された（表－3）。

その他の事業では、PTA、青年団、自治組織等の地域活動の補助金が5件全て廃止となっている。（表－6参照）。ユニークな美星町の光害防止条例は、美星地域で継続されることとなり、また、中央町の太陽光発電設備及びハイブリッド車購入補助金は、美咲町全域に拡大された。

(2) 本庁舎が置かれなかった周辺地域への配慮（表－7、8、9）

役場がなくなることにより、周辺地域の衰退が懸念されていたが、周辺地域に対して合併時にどのような配慮がなされたかを整理する。

本庁機能の分散化ということで、本庁機能について部局単位（支所は除く）での周辺地域への設置したのが6団体、設置しなかったのが11団体であった。設置した6団体のうち、5団体が対等合併で市となった類型Ⅱの市であった。

部局の内訳は、教育委員会4か所、保健福祉部門2か所、その他4か所であった。特に、真庭市は、旧勝山町の本庁舎と旧久世町、旧落合町の3か所に機能が分散しているが、今後、旧久世町内に建築中の新庁舎へ集約化されることとなっている。

表－6 その他の事業

事業名	全域拡大	継 続	見直し	縮 小	廃 止	計
地域活動補助金（PTA・青年団・自治組織）					5	5
敬老会の開催			2		1	3
各種式典（アトラクション）・記念品		6				6
高齢者配食サービス	2	1				3
高齢者日常用具給付					1	1
郵便局ワンストップサービス		1			1	2
情報通信基盤、CATV	1					1
光害防止条例		1				1
施設利用助成	1					1
賃貸住宅建設補助					1	1
太陽光発電設備への補助	1					1
ハイブリッド車購入補助	1					1
町道・農道等の町費負担舗装	1					1
計	7	9	2		9	27

表－7 周辺地位設置された部局

団体名	部 局 名	設置場所
総社市	水道部	旧清音村役場
瀬戸内市	保健福祉部	旧長船町役場ほか
	教育委員会	旧牛窓町役場
真 庭 市	市民生活部・産業観光部	旧久世町役場
	健康福祉部・教育委員会	旧落合町役場
美 作 市	教育委員会	旧作東町役場
和 気 町	教育委員会	佐伯庁舎（旧佐伯町役場）
鏡 野 町	情報広報課	旧奥津町役場

平成の大合併の当初は、篠山市などでハコモノの建設が目立ったが、周辺地域への文化施設、スポーツ施設等のハコモノ建設は、5団体9件であった。

役場が遠くなり不便になることが懸念されるため、周辺地域とのアクセス確保策については、周辺地域での住民サービスの維持・向上対策について7団体で12事業が実施されている。12事業の内訳は、コミュニティバス等の運行が6件、情報ネットワーク基盤の整備が4件、道路整備が2件であった。(表9参照)

周辺地域での人口減少を防ぐために、5団体で何らかの定住促進策が実施されている(表-10)。その内訳は、住宅や分譲地の整備が3件、空き家等の情報提供が2件、奨励金の交付が1件、その他2件となっている。

周辺地域の経済活性化のために企業誘致策を行っているのは3団体であり、工業団地の整備、企業誘致補助制度の創設、企業への分譲が行われた(表-11)。

表-8 周辺地域に新設した公共施設

団体名	設置地域	施設名	事業費(千円)
倉敷市	船穂町	船穂地域体育施設(武道館)	510,000
	真備町	真備地域体育施設(体育館)	900,000
	真備町	(仮称)真備健康福祉施設	未定
津山市	勝北町	勝北統合保育所	1,000,840
瀬戸内市	牛窓町	観光センター	76,162
真庭市	八束町	蒜山振興局庁舎	-
浅口市	寄島町	浅口市立寄島図書館	12,814
	寄島町	浅口市立寄島郷土資料館	
	寄島町	浅口市フットサル場	10,000

表-9 周辺地域とのアクセス確保対策

団体名	事業(対策)名	内容
倉敷市	情報ネットワーク整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 玉島支所(旧倉敷市内)と船穂・真備支所を結ぶ幹線光ファイバケーブルの敷設 船穂・真備地域の公共施設内のLAN整備
津山市	ごんごバスの運行	旧町村と中心部への巡回バス(一律200円)
井原市	井原市あいあいバス(コミュニティバス)の運行	旧井原市でのサービスを全域に拡大
	地域情報基盤の整備	整備(防災情報、図書検索、申告支援、施設予約等)
	地域間交通の整備	市道の整備(祝部腰折線・天神峡線ほか)
瀬戸内市	南北広域道路整備事業	邑久町～長船町(L=4,030m, W=9.25m)
赤磐市	整備事業	予約システム等を整備
	市民バス運行事業	本庁・支所間を結ぶ民間路線バスへのアクセスを図るための市民バスを運行
	地域情報化事業	民間によるブロードバンド未整備地域への高速回線ネットワーク整備
真庭市	コミュニティバスの運行	民間路線バスの廃止路線を運行(H21.10～)
美咲町	支所間バス運行事業	本庁・旭総合支所・柵原総合支所間のバス運行
	地域内巡回バス運行事業	バス運行(14人乗り)

(3) 合併による行政サービスへの高度化への対応

合併に伴う規模拡大により、より高度な行政サービスを行うために、専門職員の採用を新たに行った団体は3団体あり、いずれも対等合併で市となった団体である（表-12）。

(4) 市町村建設計画の進捗状況

市町村合併を行う市町村は、合併特例法第3条第1項において、「地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。」と規定されている。

計画には、次の4項目が含まれるものとされている。

1. 合併市町村の建設の基本方針
2. 合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
3. 公共的施設の統合整備に関する事項
4. 合併市町村の財政計画

表-10 周辺地域での定住促進策

団体名	事業（対策）名	内 容
井 原 市	出会いの場事業	未婚男女の出会い機会の提供
	サイト「いばらぐらし」の開設	空き家、空き農地バンクや新規就農に関する情報提供
	モデル事業	地域で自ら考える取組を支援
瀬戸内市	定住促進分譲宅地整備事業	旧牛窓町内に20区画の定住促進分譲宅地を整備
赤 磐 市	農村地域空き家等情報バンクの開設	空き家等を活用した定住促進
	定住促進奨励金の交付	宅地を購入し、住宅を新築し、5年以上の定住が見込まれる者に対し、奨励金を交付
美 作 市	公営住宅建設促進	6棟12世帯
美 咲 町	町有住宅の所得	雇用促進住宅の購入（旧柵原町）

表-11 周辺地域への企業誘致策

団体名	事業名	内 容
倉敷市	船穂産業団地開発事業	旧船穂町が開始した事業について、H20年7月に整備した全4区画を市内4業者に分譲
美作市	作東産業団地企業誘致事業	用地費最大50%補助、機械設備移転費の1/2補助、高速料金の一部を3年間補助
浅口市	浅口市工業団地事業	金光町・鴨方町地内に工業団地の建設を計画

表-12 新たに採用した専門職員

団体名	職 種	採用人数	採用年度
瀬戸内市	医療ソーシャルワーカー	1人	H20年度
	診療情報管理士	1人	H20年度
	社会福祉士	1人	H21年度
真庭市	手話通訳士	1人	H21年度
浅口市	管理栄養士	1人	H19年度

この計画は、合併に際し、住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであり、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものであり、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、新市建設計画の作成が前提となる。

まず、事業の実施状況については、7市町から有効回答があった。市町村建設計画は、ハード事業からソフト事業まで幅広く、進捗状況についての客観的な判断が難しいこともあり、「個別の事業数は非公表である」、「新市町村建設計画の事後の進行管理を行っていない」との回答もあった（図-2、3）。7市町では、609件の事業が計画され、平成21年3月末までに完了したものが、132件（21.7%）、同期で実施中のものが329件（54.0%）、未着手のものが148件（24.3%）であった。一方で、計画の609件のうち、8件（1.3%）が中止、29件（4.8%）が休止・延期となっている。また、合併類型別では、計画通り実施する事業は、類型Ⅰでは93.6%、類型Ⅱでは87.6%で、若干、類型Ⅰの方が高かった。

アンケートでこの質問に無回答であった自治体からは、「合併特例債を活用する場合は、市町村建設計画に掲載されていることが必要条件であるため、幅広く事業名を掲載し、事業の重要性や緊急性、財政状況を考慮し、総合的に事業判断しているため、合併時の計画や今後の見込みを記入できない。」、「合併特例債は計画しているものの、市町村振興基金造成事業以外は、使用せず、過疎債、辺地債で

図-2 市町村建設計画の進捗状況

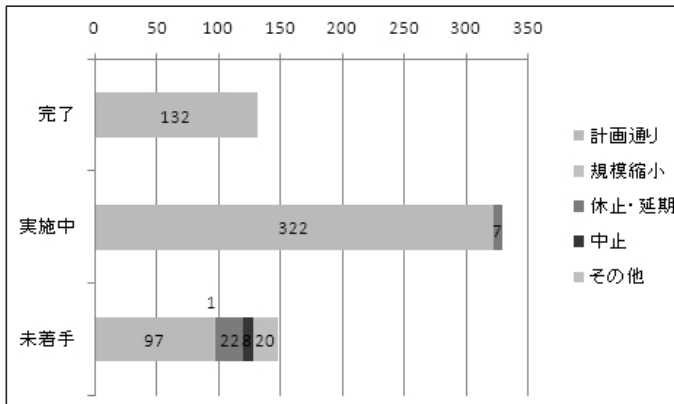
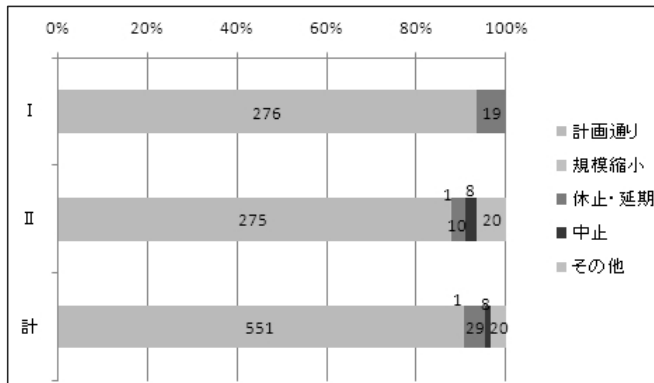


図-3 合併類型別市町村建設計画進捗状況



対応している」といった意見があった。

3.3 まとめ

(1) 合併に対する自治体の対応

市町村合併がなければ実現が容易でなかったと考えられる事業では、ハード事業の中では、デジタルデバイス解消のためのネットワーク整備など情報通信基盤の整備多く、ソフト事業は、乳幼児等医療費助成等の子育て関連施策、福祉バス等の運行等の生活交通対策が目立ち、少子化対策と生活交通の確保が地域での喫緊の課題であることがうかがえた。

合併前の旧市町村で実施していた独自事業（サービス）への対応については、敬老祝金等の個人への支給金については、廃止が目立ったが、コミュニティバス・福祉バスの運行、路線バスへの運行補助等の生活交通対策については、概ね合併前のサービス水準は維持された。

本庁舎が置かれなかった周辺地域への配慮としては、本庁機能については、対等合併の類型Ⅱの市を中心に、部局単位（支所は除く）での周辺地域への設置したのが6団体あり、本格的な分庁方式をとったのは、真庭市のみであったが、今後、新庁舎へ集約化されることとなっている。

また、周辺地域への公共施設の新設は、5団体9件あり、周辺地域とのアクセス確保については、コミュニティバス等の運行、情報ネットワーク基盤の整備等が目立った。

周辺地域への定住促進策として、5団体で住宅や分譲地の整備、空き家の情報提供等が実施され、企業誘致策としては、工業団地の整備、企業誘致補助制度の創設、企業への分譲等が3団体で実施された。

より高度な行政サービスを行うために、医療ソーシャルワーカー等の専門職員の採用を新たに行った団体は3団体あり、いずれも対等合併で市となった団体であった。

(2) 市町村建設計画の進捗状況

アンケートに回答のあった市町村では、市町村建設計画に位置づけられた事業については、平成21年3月末時点で、75%以上の事業が完了または、実施中となっている。

一方で、既に中止となったものが1.3%、休止・延期となったものが4.8%あった。

事業費の執行見込みでは、9団体で1,901億円の事業が予定され、平成20年度までで998億円の事業が実施され、以降1,583億円の事業が予定されている。

合併特例債については、発行可能額は明らかではないが、回答のあった9団体では、平成20年度までで、317億円を活用し、21年度以降は、734億円が予定されているが、合併特例債の活用には慎重になっているものを思われる。

また、合併特例債を市町村振興基金造成事業以外は、使用せず、過疎債、辺地債で対応しているところもあった。

4. 住民にとっての合併効果

本節では、市町村合併によって住民生活にどのような影響がもたらされたかを、公共料金等のサービス水準と税負担を中心に分析を行う。

4.1 サービス水準の変化：公共料金等

住民が市町村合併に求めるものは、職員や議員定数の削減や財政の建て直しそのものではない。これらは、安心して快適な生活を過ごすための手段であって目的とするものではない。

合併により効率化された自治体が、アウトプットとしてどのような品質のサービスを提供できるのか、そして、どのような安心できる将来像を示してくれるかが、住民満足度の向上を図る上で不可欠となる。

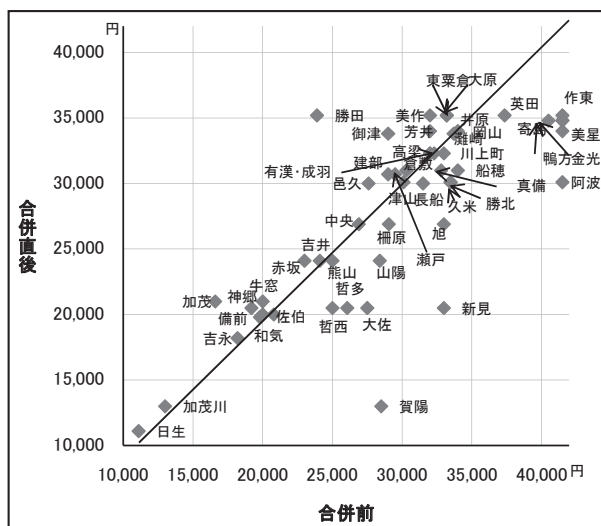
市町村合併では「規模の経済」により、サービス水準の維持・向上が期待される場所であるが、まず、住民に身近な公共料金、公共サービスの水準について、合併前と合併後を比較する。

(1) 保育料

保育料は世帯の税額及び子どもの年齢により決まるが、ここでは、「前年分の所得税の額が10万円の世帯の第1子における3歳児の1か月の保育料の額」を、県内全27市町村にアンケート調査を行い、20市町村から旧市町村51団体分の有効回答があったが、いくつかの市町村では、合併前の保育料が不明との回答があった。ここでは、合併前と合併直後との比較、合併前と平成21年度との比較を、旧市町村単位で行った⁶（図-4、5）。

合併前と合併直後との比較では、上がったのが17地域、下がったのが23地域、不変が11地域となっ

図-4 保育料の変化（合併前－直後）



6 それぞれの団体ごとに、合併前とは、合併日以前の直近の4月1日。合併直後とは、合併日以降の直近の4月1日現在のもの。

ている。また、合併前と平成21年度との比較では、上がったのが18地域、下がったのが26地域、不変が7地域となっている。平成21年度では、高梁市、浅口市の全地域で下がっており、和気町、美咲町、吉備中央町では、一番低い地域と同額にしている。

一方、岡山市、備前市では、中心地域の水準に合わせたため、その他の全地域で上昇している。

(2) 下水道使用料

「一般家庭において、下水道20m³を使用した場合の消費税を含む1か月の料金」を旧市町村別、年度別に、県内全市町村にアンケート調査を行い、全市町村から回答があり、下水道を供用している44団体分（旧市町村単位）の有効回答を得た⁷。合併前と合併直後との比較、合併前と平成21年度との

図-5 保育料の変化（合併前 H21）

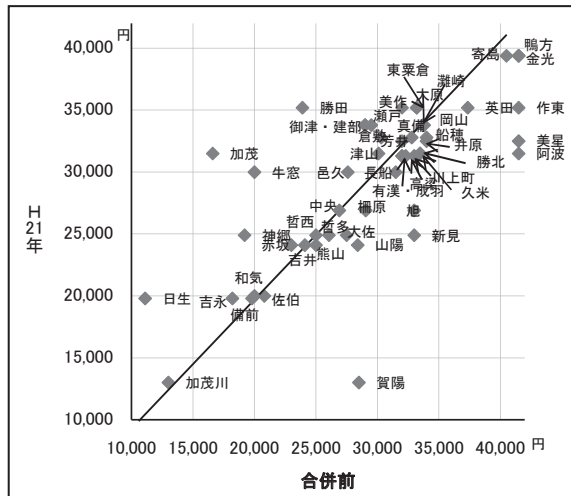
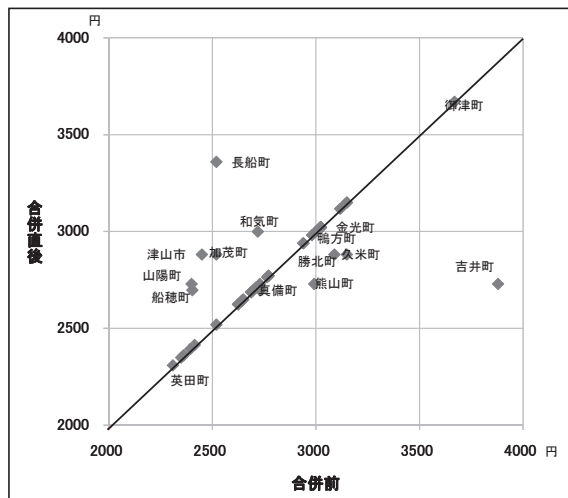


図-6 下水道使用料の変化（合併前一直後）



比較を旧市町村単位で行った(図-6, 7)。

合併前と合併直後との比較では、上がったのが6地域、下がったのが7地域、不変が31地域となっている。また、平成21年度との比較では、上がったのが21地域、下がったのが10地域、不変が13地域となっている。合併直後には、特例で暫定的に料金を据え置いた地域でも、平成21年度には上がっている地域が多く、倉敷市と備前市では全地域で上がっている。

(3) 家庭ゴミ有料化

「家庭用可燃ゴミ袋(大:40~50L)1枚当たりの料金」を旧市町村別、年度別に、県内全市町村にアンケート調査を行い、24市町村から68団体(旧市町村単位)についての有効回答を得た。合併前と合併直後との比較、合併前と平成21年度との比較を、旧市町村単位で行った(図-8, 9)。

合併前と合併直後との比較では、上昇したのが14地域、下降したのが12地域、不変が42地域となっている。また、平成21年度との比較では、上昇したのが20地域、下降したのが13地域、不変が35地域

図-7 下水道使用料の変化(合併前-H21)

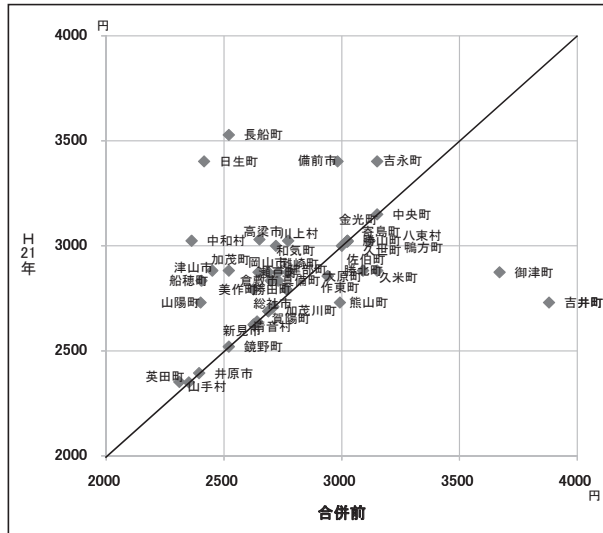
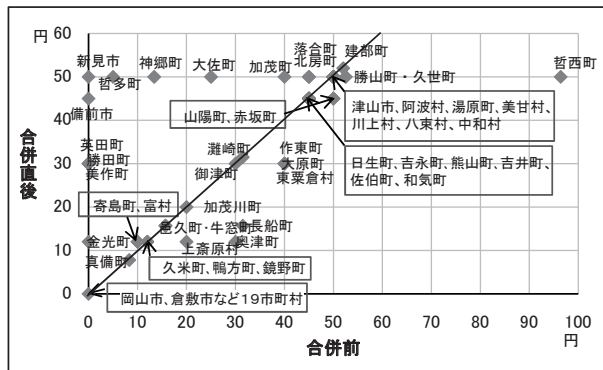


図-8 家庭ゴミ有料化の変化(合併前-直後)



となっている。合併団体では、平成21年度は、岡山市、倉敷市、津山市で地域ごとに料金が異なっており、井原市、高梁市、美咲町では、全域で無料となっている。

(4) 子ども医療費無料化

「子どもの医療費（通院）の無料化」について、岡山県健康対策課の資料をもとに、合併前と合併直後との比較、合併前と平成21年度との比較を旧市町村単位で行った（図10, 11）。

合併前と合併直後との比較では、対象年齢の範囲を拡大したのが21地域、縮小したのが1地域、不変が46地域となっている。また、平成21年度との比較では、拡大したのが52地域、縮小したのが2地域、不変が14地域となっている。平成21年との比較で、合併後、水準が低下したのは、中和村、加茂町のみで、和気町、美作市では全地域で中学校卒業時まで拡大された。

図-9 家庭ゴミ有料化の変化（合併前-H21）

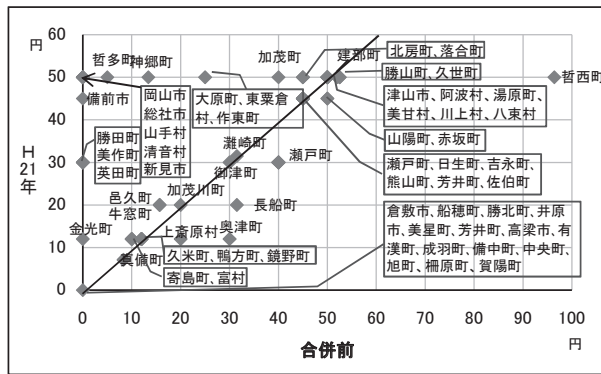
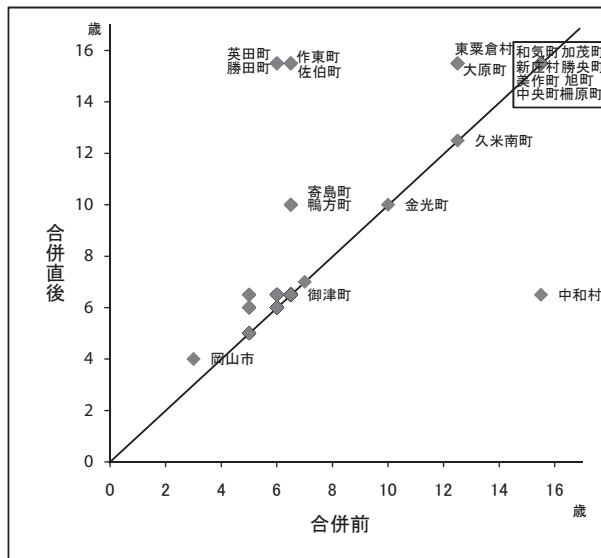


図-10 子ども医療費無料化の変化（合併前一直後）



(5) 介護保険料

介護保険料について、第1号被保険者の介護保険料は3年に1度策定される国の介護保険事業計画における介護サービスの供給量等に基づき、保険者ごとに基準の保険料が設定され、被保険者の所得状況等に応じて課せられる⁸。ここでは、各市町村の保険料基準額について、岡山県長寿社会対策課

図-11 子ども医療費無料化の変化（合併前-H21）

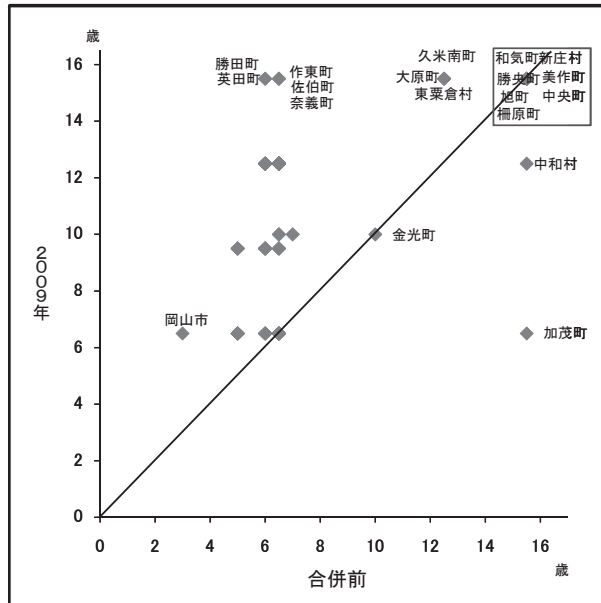
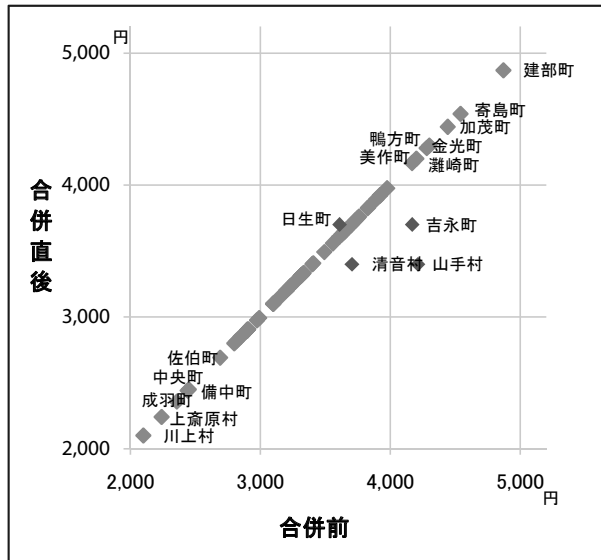


図-12 介護保険料の変化（合併前-直後）



8 満40歳以上の者が被保険者となり、満40歳以上の者が被保険者となる。65歳以上を第1号被保険者といい、40歳から65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

の資料をもとに、それぞれ合併前と合併直後との比較、合併前と平成21年度との比較を行った。なお、旧市町村単位で比較を行った。

岡山市と建部町、瀬戸町との合併以外の合併については、平成18年度の3年に一度の保険料改定前であったため、大半の市町において、合併後も同じ水準に据え置き、総社市と備前市では、それぞれ中心地域の水準に合わせた。このため、上昇したのが日生町、下降したのが吉永町、清音村、山手村の3地域のみで、残りの74地域では不変であった。また、合併前と平成21年度を比較すると、この間に2度にわたる国の保険料の見直しが行われた結果、建部町、吉永町、山手村、寄島町、加茂町の5地域で下降したが、これらの5地域では、合併前の水準が高かったためで、残りの73地域では上昇した。

4.2 サービス水準の変化：公共サービス

(1) 汚水処理施設整備率

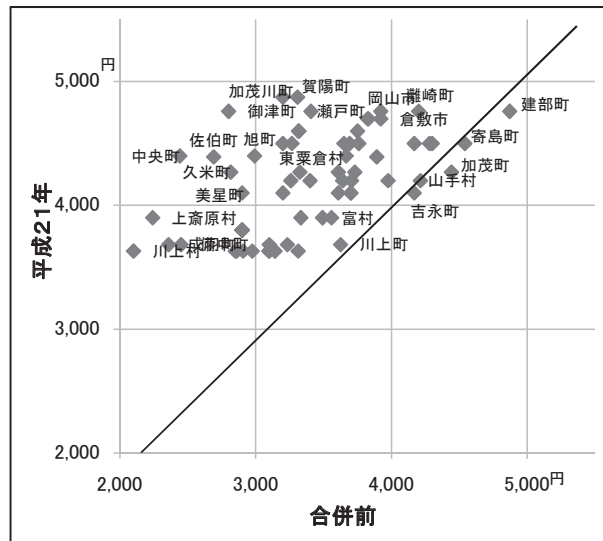
汚水処理施設整備率を平成15年と平成21年度で比較すると、非合併町村の類型Vの新庄村、久米南町、奈義町で整備率は大幅に伸び、西粟倉村、早島町、勝央町は、平成15年の時点で既に高水準であった(図-14)⁹。

一方、合併団体では、類型II、IIIの対等合併で新市・新町となった市町では、美作市、和気町を除くと、平成21年度の整備率の水準は低くなっている。市町村合併で行政区域が拡大したが、人口密度が低いため、今後の下水道整備の負担が市町村の財政を圧迫する恐れがある。

(2) 教育施設等公共施設数

ここでは、合併前の平成16年と平成20年の幼稚園、保育所、小学校、中学校の施設数の変化を見る(表-13)。

図-13 介護保険料の変化(合併前-H21)



9 下水道、集落排水、合併処理浄化槽、民間設置分の処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。

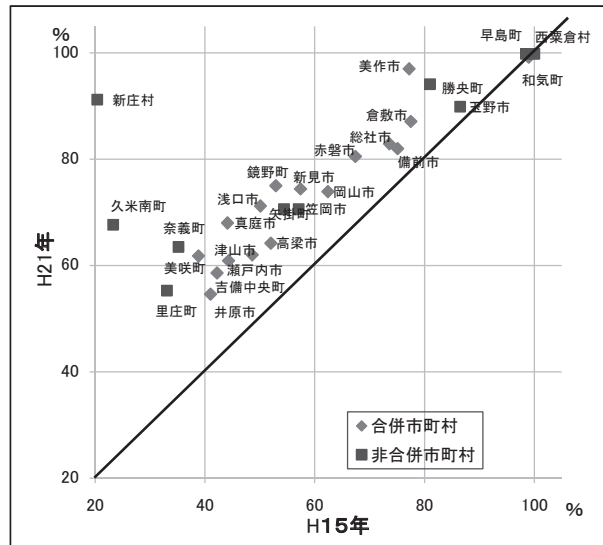
幼稚園では、倉敷市、岡山市などの減少数が多く、あわせて40園減少しており、小学校では、新見市の7校など18校で減少、中学校は、岡山市6校、新見市4校など14校減少している。

また、保育所では美咲町が3か所減少しているが、津山市、井原市、総社市では増加し、合計5か所の減少となっている。今後、県北部を中心に、さらに小中学校等の廃校の動きがあるが、行政区域が広大となっているため通学距離が一層遠くなるとともに、人口流出に拍車がかかることにもなる。

4.3 税負担の変化

市町村税のうち、主要な税である住民税、固定資産税、都市計画税について、市町村合併前後の税率を比較し、住民や事業者の税負担の変化を明らかにする。

図-14 污水处理施設整備率の変化



(注) 污水处理整備率の変化：各年3月末現在（岡山県土木部下水道課ホームページから作成）

表-13 教育施設数の変化

幼稚園			小学校			中学校			保育所		
類型	市町村	増減数	類型	市町村	増減数	類型	市町村	増減数	類型	市町村	増減数
I	倉敷市	▲17	I	新見市	▲7	I	岡山市	▲6	III	美咲町	▲3
I	岡山市	▲15	I	岡山市	▲4	I	新見市	▲4	I	倉敷市	▲2
I	津山市	▲3	II	美作市	▲2	II	赤磐市	▲1	II	真庭市	▲1
V	奈義町	▲2	V	勝央町	▲2	II	真庭市	▲1	V	久米南町	▲1
I	高梁市	▲1	III	美咲町	▲2	II	浅口市	▲1	III	吉備中央町	▲1
I	備前市	▲1	I	備前市	▲1	III	吉備中央町	▲1	I	津山市	1
II	浅口市	▲1	III	吉備中央町	▲1	県計		▲14	I	井原市	1
県計		▲40	I	倉敷市	1	県計		▲5	I	総社市	1
			県計		▲18				県計		▲5

(1) 個人住民税

地方税法による個人住民税の市町村民税の標準税率は、平成16年度は、均等割が3,000円、所得割税率は課税所得により、3.0%、8.0%、10.0%となっており、県内の全市町村では、標準税率を適用した。その後、平成19年度の税制改正により、所得割の標準税率は、6.0%にフラット化された。平成20年度の標準税率は、均等割が3,000円、所得割は6.0%であり、県内全ての市町村において標準税率が適用された（表-14）。

(2) 法人住民税

法人市民税の市町村民税は、市町村内に事務所、事業所等がある法人等に課税されるもので、法人等の所得（法人税の税額）に応じて課税される「法人税割」と、法人等の規模に応じて課税される「均等割」がある。地方税法による均等割の標準税率は、平成16年度は、資本金等の額及び従業者数に応じて、5万円から300万円の9段階になっており、県内全市町村で標準税率を適用し、平成20年度も同様である。

法人税割については、標準税率は12.3%であるが、平成16年度は標準税率を適用したのが、清音村、

表-14 個人住民税（市町村民税）の税率

区 分		平成16年度	平成20年度
均 等 割	標 準 税 率	3,000円	3,000円
	県内全市町村	3,000円	3,000円 ※夕張市 3,500円
所得割税率	標 準 税 率	3.0%, 8.0%, 10.0%	6.0%
	県内全市町村	3.0%, 8.0%, 10.0%	6.0% ※夕張市 6.5%

表-15 法人住民税（市町村民税）の税率

区 分		平成16年度	平成20年度
均 等 割	標 準 税 率	50千円～3,000千円	50千円～3,000千円
	県内全市町村	50千円～3,000千円	50千円～3,000千円 ※夕張市 60～3,600千円
法人税割税率	標 準 税 率	12.3% (制限税率 14.7%)	12.3% (制限税率 14.7%)
	岡 山 市 等	14.7% (66市町村)	14.7% (24市町村)
	清 音 村	12.3%	(総社市) 14.7%
	金 光 町	14.0%	(浅口市) 14.0%
	鴨 方 町	14.0%	(〃) 14.0%
	寄 島 町	14.0%	(〃) 14.0%
	里 庄 町	14.0%	里庄町 14.0%
	芳 井 町	12.3%	(井原市) 14.7%
	大 佐 町	12.7%	(新見市) 14.7%
	神 郷 町	14.5%	(〃) 14.7%
	哲 多 町	12.3%	(〃) 14.7%
	新 庄 村	12.3%	新庄村 12.3%
	富 村	14.2%	(鏡野町) 14.7%
	柵 原 町	13.5%	(美咲町) 14.7%
		※夕張市 14.7%	

芳井町，哲多町，新庄村の4町村，制限税率の14.7%を適用したのが，岡山市など66市町村，標準税率と制限税率の間の税率を適用したのが，金光町など8町村であった。

平成20年度は，岡山市など24市町村が制限税率の14.7%を適用し，新庄村が標準税率の12.3%，浅口市と里庄町が14.0%となっている。平成16年度と平成20年度を比較して，合併前の芳井町，大佐町，哲多町，神郷町，富村，柵原町の地域で，税率がアップしたことになる（表-15）。

(3) 固定資産税

固定資産税の標準税率は，1.4%であり，制限税率は平成16年度から廃止されている。平成16年度は，岡山市など72市町村が標準税率の1.4%を適用し，勝山町など6町村がそれを上回る税率を適用した。平成20年度は，新庄村を除く25市町村が標準税率の1.4%を適用し，新庄村のみが平成16年度と同じ1.6%となっている。合併前の勝山町，落合町，湯原町，久世町，美甘村では，平成16年度に比べて税率が減少したことになる（表-16）。

(4) 都市計画税

地方税法では，都市計画税の標準税率の設定はなく，制限税率が0.3%となっている。平成16年度は，制限税率の0.30%が岡山市など5市，0.30%未満が玉野市など8市町となっている。

平成20年度は，0.30%が5市，0.30%未満が7市町となっている。

岡山市の旧瀬戸町では，平成16年度は，0.20%であったが，合併特例による不均一課税で，平成23年度までは0.20%のままとなり，旧灘崎町の区域は，平成21年度までは課税されない。（建部町には，対象となる市街化区域がない）また，総社市の旧山手村，清音村については，平成16年度は課税されなかったが，総社市との合併により，本来は税率が0.30%となるが，合併特例により平成22年3月末までの間は課税されない（表-17）。

(5) 事業所税

事業所税は，人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として，課す税金である。税率は，資産割にあつては1平方メートルにつき600円，従業者割にあつては100分の0.25となっている。

新たに人口30万人を超えた市はないが，岡山市，倉敷市に編入された町は，課税が実施されることとなった。岡山市に編入された区域（旧御津町，旧灘崎町，旧建部町及び旧瀬戸町）については，条

表-16 固定資産税の税率

区 分	平成16年度	平成20年度
標準税率	1.4%（制限税率 なし）	50千円～3,000千円
岡山市等	1.4%（72市町村）	1.4%（26市町村）
勝 山 町	1.5%	（真庭市） 1.4%
落 合 町	1.6%	（ 〃 ） 1.4%
湯 原 町	1.6%	（ 〃 ） 1.4%
久 世 町	1.6%	（ 〃 ） 1.4%
美 甘 村	1.5%	（ 〃 ） 1.4%
新 庄 村	1.6%	新庄村 1.6% ※夕張市 1.45%

例により合併した年度とそれに続く5年度の間事業所税を課税しないこと（課税免除）とされ、旧御津町と旧灘崎町は平成21年度まで、旧建部町と旧瀬戸町は平成23年度まで課税されない。

倉敷市では、旧船穂町・真備町区域に存在する事業所等については、平成19年度までは、課税されず、平成20年度より課税されている。

4.4 住民の意識

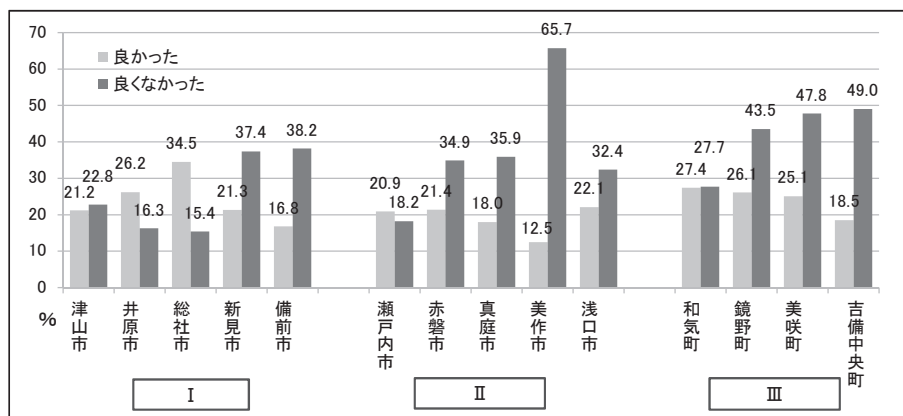
山陽新聞社では、平成17年から20年度にかけて、合併した市町村の住民に対して、合併の評価等に

表-17 都市計画税の税率

区分	平成16年度		平成20年度	
	0.30%（標準税率 なし）		0.30%（標準税率 なし）	
岡山市	0.30%		合	0.30%
倉敷市	0.30%			0.30%
津山市	0.30%			0.30%
玉野市	0.20%			0.20%
笠岡市	0.30%			0.30%
井原市	0.20%			0.20%
総社市	0.30%		合	0.30%
高梁市	0.25%			0.25%
新見市	0.20%			0.20%
備前市	0.20%			0.20%
浅口市	-			0.10%
瀬戸町	0.20%		※（岡山市）	0.20%
和気町	0.20%			0.20%
金光町	0.20%		（浅口市）	0.10%
			※夕張市	0.30%

（注）「合」は合併特例による不均一課税

図-15 合併評価の世論調査結果



出所：山陽新聞平成16年8月26日（朝刊）ほかから作成

ついてアンケート調査を実施している。ここでは、その調査結果を分析する。

合併に対する評価では、総社市、井原市以外の12市町では、「良くなかった」が「良かった」を上回っており、「良かった」より「良くなかった」の回答率の方が、市町村によってばらつきが大きいことがわかる。合併類型別に見ると、対等合併のⅡ、Ⅲのうち、県中北部の美作市、鏡野町、美咲町、吉備中央町で「良くなかった」の割合が40%を超えている（図-15）。

この調査で旧市町村別の評価が明示されている。新見市と和気町の「良くなかった」は、図-15のとおりとなり、中心地域に比べ周辺地域での評価が著しく低くなっている。

新市町村の人口に対する本庁舎が設置された中心地域の人口比率と合併は「良くなかった」との関係を図に表すと図-17のようになり、中心地域の人口比率が高いと合併は「よくなかった」とする回答は減少傾向にある。つまり、周辺地域の人口比率が高いほど「良くなかった」が高くなる傾向にあ

図-16 旧市町村別の評価

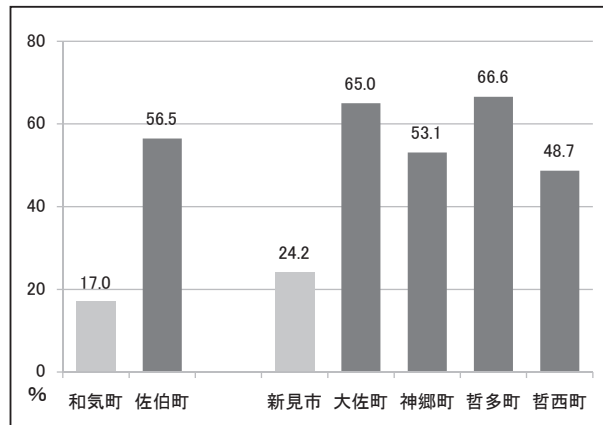
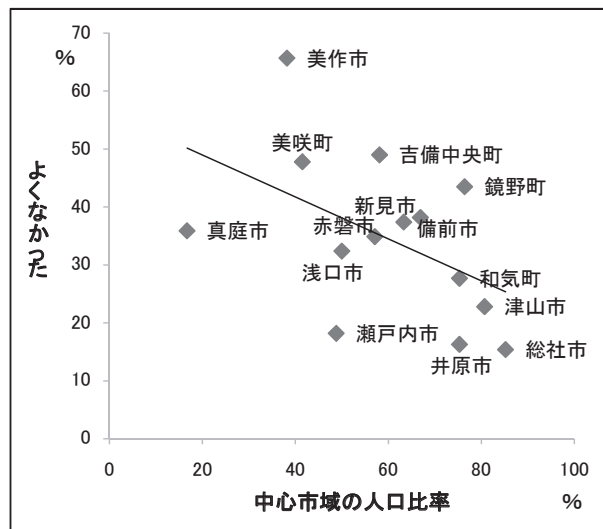


図-17 中心地域の人口比率と合併評価



ることが、この図からもわかる。

また、合併による役場への距離の変化との関係を見ると、距離が遠くなった市町村ほど、「良くなかった」が高い傾向にあることがわかる¹⁰。一番距離が遠くなった真庭市の「良くなかった」が、回帰線から離れているのは、本庁機能が勝山町、久世町、落合町に分散されたことも一因ではないかと考えられる。中心地域の住民にとっては、合併により短期的には大きな変化を実感する機会は少ないが、周辺地域の住民にとっては、各種サービス水準の変化以上に、役場がなくなったこと、役場が遠くなったことによる心理的な影響が現れたことも考えられる。

なお、山陽新聞社では、非合併の早鳥町、勝央町、奈義町の住民に対しても、平成20・21年度にアンケート調査を実施しており、いずれの町においても、合併をしなくて良かったとの評価が高かったが、今後については、「単独で生き残れる」より「いずれは合併せざるを得ない」が上回っている(図-19, 20)。

図-18 新庁舎までの距離の変化と合併評価

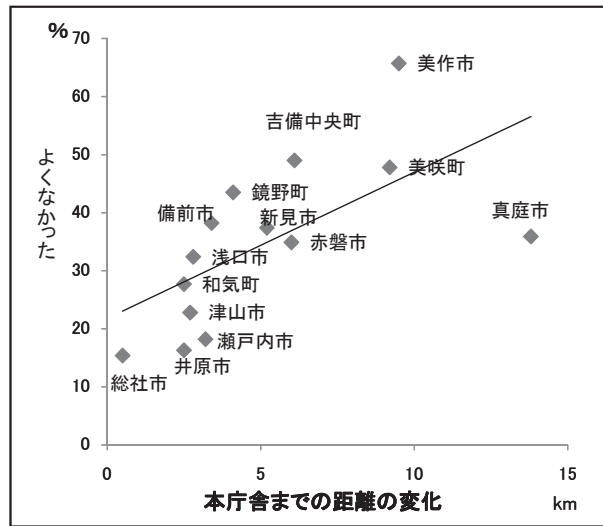


図-19 非合併町の合併への評価

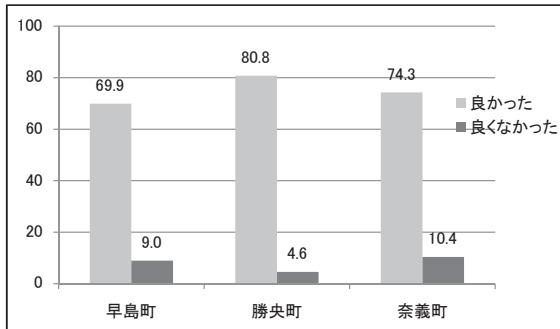
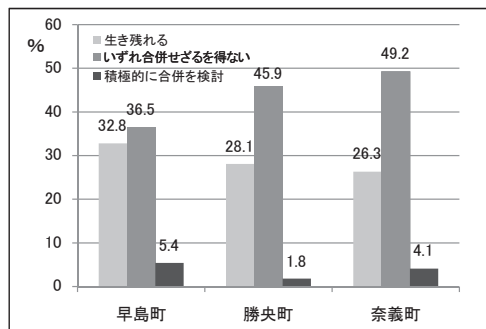


図-20 今後についての意見



出所：山陽新聞朝刊 (H20.11.2) ほかから作成

10 旧市町村役場から本庁舎への距離を人口で加重平均して算出。

4.5 まとめ

(1) サービス水準

公共料金等から、サービス水準の変化を合併類型別に見ると、類型Ⅲの対等合併の町では保育料、家庭ゴミの有料化、子ども医療費無料化について、サービス水準の向上または維持となっており、川瀬(2005)の「費用は高い方、サービスは低い方に合わざるをえないケースが多い」とは必ずしもなっていない。類型Ⅰの区域拡大の新市の中心地域で、家庭ゴミ有料化、下水道料金で住民負担の増加傾向が見られたが、子ども医療費については、対象年齢範囲が拡大されている。ただし、従来の対象年齢の水準そのものが低かった。

対等合併の市の類型Ⅱでは、子ども医療費の無料化について水準が下がったのが1地域のみである。また、保育料、下水道料金、家庭ゴミ有料化では、水準が上がった地域と下がった地域がほぼ同数である。しかしながら、中長期的に見ると、家庭ゴミについては環境面からの配慮、下水道料金については整備費の回収などにより、さらなる住民負担増が予想される。

一方、少子化対策につながる保育料や子ども医療費無料化については、高齢者福祉とは異なり、少子化傾向が続いているため、将来的に大きな財政負担とはならないため、戦略的にサービス水準の向上を図っていく可能性が高いと考える。

全国的な調査では、「より住民への密着度が高い公共サービス(水道・下水・一般ゴミ)は、合併後に料金が低下している場合が多い」とされているが、岡山県内では、ゴミの減量化を進めるという環境の視点、また、下水道が整備途上にあること等により、家庭ゴミ、下水道については、下降した地域は少なくなっている¹¹。

いずれにしても財政基盤の裏付けのない料金低下は、いずれ住民の負担となって返ってくるものであり、合併後一定の期間を経過した後に評価しないと、合併によるサービス水準の本当の影響が見えてこない。また、公共サービスでは、下水道整備については、非合併市町村では比較的高い整備率となっているが、合併市町村では整備区域が広域となり、さらにコストが高くなることが懸念される。教育施設については、小中学校等の統廃合が進めば、子どものいる世帯に地域外流出を招く恐れがある。

(2) 税負担

税負担については、個人住民税、固定資産税などについては、市町村間でほとんど差がなくなっている。しかしながら、都市計画税については、岡山市、総社市と合併した町村については、数年間の特例措置はあるものの負担増となっており、また、事業所税についても、岡山市、倉敷市と合併した町村は、一定の期間経過後、課税されることとなっている。

(3) 住民意識

合併市町村の住民の評価では、大半の市町で「良かった」よりも「良くなかった」が上回っており、中心地域より、周辺地域で「良くなかった」の回答が圧倒的に多くなっている。新市町全体では、周辺地域の人口比率が高いほど、「良くなかった」が高くなり、また、合併により役場への距離が遠くなっ

11 (財)関西情報・産業活性化センター「市町村合併が公共料金に与える影響についての分析調査報告書」(平成17年3月)。

た市町村ほど、「良くなかった」が高い傾向にあることがわかった。また、非合併町では、合併をしなくて良かったとの評価が高かったが、今後については、「いずれは合併せざるをえない」との回答が多かった。

本節では、公共料金、公共サービス、税負担の変化を数値として、合併の前後で比較したが、これらのサービス水準の変化については、行財政改革という大きな潮流の中で実施された公共料金の見直し等による住民負担の増加も含まれていること、規模の経済の効果と減少する財源との関係、さらには、新たに発生する行政需要に伴う政策と従来の公共サービスとのプライオリティ等の問題もあることから、サービス水準の向上・低下が、直ちに市町村合併のメリット・デメリットとならないことに留意しておく必要がある。

5. おわりに

本研究を通して得られた知見を以下にまとめる。

(1) 地域づくり・まちづくり

合併時における旧市町村間における行政サービスのすり合わせ、合併時に約束した事業の執行、さらには、三位一体改革で加速化しなければならない行財政改革への対応、地域住民の一体化の醸成などに時間を追われ、まだ、将来を見据えた本格的なまちづくりに移行できていない状況にあり、まだ、多くの市町村は評価できる段階にきていない。また、新市町村建設計画は策定されているものの、今後のビジョンや実現のための手段が明らかになっておらず、住民が希望を抱けるものとはなっていない。周辺地域にとっては、役場という大規模な消費をする事業所がなくなる痛手もあるが、その地域のことだけを考える職員がいなくなったということの方が大きいと考える。

この研究を進める中でも、旧市町村単位のデータを得ることが非常に困難になっていることを痛感したが、国や県からは、旧市町村という地域が見えづらくなってきており、地域の専任のシンクタンクであった役場も去ってしまえば、地域の住民が主体的に行動を起こすことしか手段はなくなってきている。特に中山間地域を抱える市町村にとっては、過疎化の上に少子高齢化の波をかぶり、さらに苦境に立たされることとなるが、これまでの行政依存のスキームでは限界にきている。いかに地域の資源を活かして、基盤産業として育てあげ、地域の経済力を向上させ、生活できる空間として自立できるかが課題である。

(2) 住民サービスの維持・向上

自治体の規模が拡大すれば、東京等の大都市圏以外では、規模の経済により、サービスの供給コストは下がり、一律のサービス、最低限のサービスはきっちりとやってくれるようになるが、多様化したニーズに対して、広域化した自治体では、これまでのようにきめ細かく対応することが困難となることが予想される。周辺地域への対策として、コミュニティバスの運行、IT基盤の整備などが行われているが、これは、現行のサービス水準を下げないためのものであって、地域の効用を増加させるものとはなっていない。特に、10年前には、ITが地域間格差を是正すると言われていたが、むしろ、地上デジタルテレビ難視聴地域、携帯電話不感地域、ナローバンド地域など、むしろ都市部との

格差が浮き彫りとなっている。中長期的に見れば、サービス水準の維持・向上には、それに見合う財源の確保が必要であり、そのためには地域経済の維持・向上なくしての達成は不可能である。

(3) 行財政の運営の効率化と基盤の強化

人口一人当たりの職員数、議員定数は大幅に削減され、一定の効率化は図られたと言えるが、決して強固な基盤ができたわけではない。職員数の削減については、多団体による合併市町村については、まだ過剰であり、さらなる人員削減や組織のスリム化が急務である。また、議員定数の削減については、行政区域が広域化して顔の見えにくくなった市町村に対して、特に人口の少ない周辺部を代表した議員が出にくくなり、距離以上に住民の声が届きにくくなるのが懸念される。不況が続く、地方財政も収縮均衡に向かっているが、当面は、人件費、公債費などの義務的経費を抑え、どれだけ投資的経費や一般施策経費を確保できるかがカギとなる。また、地方の財政構造が、国の補助金、交付税などの財源に依存しているため、国の制度設計の変更により、強化された基盤も危うくなってしまいうリスクが潜んでいる。

(4) 地域活性化への取り組み

地域活性化のために巨額の資金を投入して、ハコモノにより集客を増やす試みの大半は失敗している。金太郎飴のような施設だけでは、人を呼べなくなっている。今回のアンケート調査の結果を見ると、篠山市で見られたような大規模なハード整備は、少なくとも岡山県内では影を潜めている。これまでの行政改革や歳出削減による行財政基盤の強化、生活交通の確保、IT基盤の整備などは、失点を少なくする守りの政策であり、今後、この基盤を積極的に活かして、いかにして「外貨」を稼ぐか、今、その反転攻勢に出る時期がやってきている。Uターン・Iターンのための定住促進策も行われているが、地域には就職先が必要であり、そのための一つの手段である企業誘致は、全国の自治体との激しい競争があり、条件不利地域にとっては厳しい。上でも触れたが、地域の資源を活用して基盤産業を強化することが何より必要である。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、岡山県の人口は、平成17年の1,957千人から1,677千人と約14%減少し、高齢化率は22.5%から33.4%と増加する。中山間地域の町村では、このまま、何ら対策を取らないと、人口流出は加速し、高齢化も進み、地域が維持できなくなることが予想される。市町村合併により地域の中心であった役場がなくなってしまうと、雇用の場がなくなるとともに、消費をする事業所がなくなり、地域にとっては痛手となる。しかし、役場という事業所の存在は、地域の衰退化を減速させるという役目はあるものの、外貨を稼ぐ主体とはなりえない。市町村合併は、地域間の格差、そして地域内の格差を加速化する恐れをはらんでいるが、例え市町村合併がなくても、基盤産業がない地域は、いずれ衰退していく運命にある。地域にとっては、市町村合併の有無にかかわらず、地域資源を活かした基盤産業の活性化なくしては、地域を維持していくことは困難である。市町村合併を、今後の地域活性化を図るためには、地域内循環を高めるとともに基盤産業を強化し、移出を増やしていく以外には方法がない。この場合、行政主導では限界である。「広い中山間地域を抱えてしまっただけでは、従来型の産業施策ではとても通用しない。」のであり、従来のコミュニティ単位の活動が必要となってくる。「地域内の経済波及効果を高め、地域における雇用の確保・創出を行うことが重要である。」が、そのためには「従来別々に存在していた旧市町村間の人的資源、

文化的資源、空間的資源を相互にネットワーク化することで、地域の可能性を発見し、新たな価値を生み出すことが重要」となってくるのである。

参 考 文 献

- 加茂利男ほか（2009）「平成の合併、その後—10年目の軌跡」、『地域開発 Vol. 537』（財）日本地域開発センター。
- 川瀬憲子（2005）「1999年度合併特例法改正以降の大規模市町村合併と自治体財政」『地方財政のパラダイムの転換』（日本地方財政学会編）勁草書房。
- 関道博「合併後の市町村の振興」『これからの地域振興』（財）日本都市センター。
- 関満博・長崎利幸（2003）「市町村合併の時代／中山間地域の産業振興」，新評社。
- 中村良平・田淵隆俊（1996）「都市と地域の経済学」，有斐閣ブックス。
- 保母武彦（2007）「『平成の大合併』後の地域をどう立て直すか」岩波ブックレット。
- 三重銀総研「三重県の市町村合併と地域経済～合併後の地域経済を考える～『三重トピックス』（平成17年10月）。
- 市町村合併後の地域経営に関する研究会「市町村合併後の地域経営に関する研究—地域ガバナンスと地域振興—」（椋地域計画建築研究所，平成17年8月）。
- 中村良平・田淵隆俊（1996）「都市と地域の経済学」（有斐閣ブックス）
- 関満博・長崎利幸（2003）「市町村合併の時代／中山間地域の産業振興」（新評社）
- 中西啓之（2004）「市町村合併まちの将来は住民が決める（増補新版）」（自治体研究社）
- 川瀬憲子（2005）「1999年度合併特例法改正以降の大規模市町村合併と自治体財政」『地方財政のパラダイムの転換』（日本地方財政学会編）勁草書房
- 関道博（2008）「合併後の市町村の地域振興」『これからの地域振興』（財）日本都市センター
- 保母武彦（2007）「『平成の大合併』後の地域をどう立て直すか」岩波ブックレット
- 加茂利男ほか（2009）「平成の合併、その後—10年目の軌跡」『地域開発 Vol. 537』（財）日本地域開発センター
- 市町村の合併に関する研究会（2008）「『平成の合併』の評価・分析・分析」
- 秋田県市町村課（2008）「秋田県における合併市町の現状と課題」
- 愛媛県市町村振興課（2009）「愛媛県における平成の市町村合併の検証」
- 熊本県（2008）「合併効果の検証結果について」～比較的短期間で発現する効果・課題を中心に～
- 桑水流勉・加藤亜希名「市町村合併が地価に与える影響について」国道交通省佐伯河川国道事務所
- （社）愛媛県不動産鑑定士協会研究指導委員会（2004）「愛媛県の地価に関する実証分析」
- 今井照「市町村合併検証研究の論点」（2009）自治総研通巻373号
- （財）関西情報・産業活性化センター「市町村合併が公共料金に与える影響についての分析調査報告書」（平成17年3月）

Before and After the Merger of Municipalities: The Case of Okayama Prefecture

Ryohei Nakamura, Takashi Watanabe

This study concerns about before and after the merger of municipalities focusing on the case of Okayama Prefecture. By conducting questionnaire survey on municipalities, we examine the change of public service, tax burden, and resident consciousness. By expanding municipal areas it is becoming difficult to pick up needs of residents while some efficiency is attained by scale effects. Thus in order to overcome financial deficit and maintain public services it is quite important for all local municipalities to find out new basic industry for obtaining export money.